

自筆証書遺言の改正内容（2020年7月までに施行）

遺
言
書

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人が手書きで作成する →パソコン等で作成した財産目録や銀行通帳のコピーなどの添付が認められる（それぞれに署名押印）	本人が話した内容を公証人が筆記する
証人	不要	2人必要
手数料	不要	必要
保管	本人が保管→法務局による保管が可能に	公証役場が保管
検認	必要→法務局保管分は不要に	不要
長所	手軽に作成できる	不備がなく作成できる
	費用がかからない	偽造の心配がない
	遺言の存在を秘密にしておける	検認不要なので遺言を執行しやすい
短所	不備があると無効になる→今後は解消？	作成に手間がかかる
	偽造の心配がある→今後は解消？	
	遺言書が発見されない可能性がある→今後は解消？	費用がかかる（日本公証人連合会HPを参照してください。）
	検認必要なので遺言執行に時間がかかる→今後は解消？	

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2018/10月号

相続改正①自筆証書遺言が便利になります

自筆証書か公正証書か

今月からは 2018 年 7 月に約 40 年ぶりに改正された相続に関する民法改正の内容について解説したいと思います。まずは遺言についての改正です。

遺言は最近の相続税の増税や高齢化社会とそれに伴う相続争いの増加による「終活」ブームでここ 10 年で 5 割増とも言われています。大きく分けて全て手書きする自筆証書遺言か公証人が筆記する公正証書遺言の 2 つがありますが、このうち自筆証書遺言について上図のとおり大幅に改正されます。**大きな改正点は①財産目録等についてはパソコン等での作成が認められる②法務局での保管が可能になるという二点です。**特に②は紛失等もなくなり検認も不要となるのかなり使い勝手は良くなるのではないかと考えています。（それでも私は公正証書遺言をお勧めしています。理由は何よりも安全であるという点です。大事な遺言ですから手間とコストを掛ける価値があると考えています。）

手前味噌ですが…

よく遺言を書きたいが誰に相談しているか分からない、というお声を頂きますが、手前味噌ですが**税理士が適任**だと考えています。

なぜなら、公正証書であれば弁護士の領域である法的な有効性や遺留分等のことについては公証人の方がきちんとチェックし指摘してくれますので問題に気付かないことはありません。むしろ問題となり得るのは相続税に関する点です。法的に問題がないとしても特例が使えなかったりしてあまりに相続税が高くなってしまう内容であれば、見直しが必要なことも十分考えられます。**公正証書遺言の原案等を税理士に依頼することで法的にも税金にも考慮した遺言が初めて完成する**のです。

なお、信託銀行などが扱っている遺言商品は絶対にやめましょう。執行報酬等が法外に高い上に大したことしてくれません。

今月のコメント

もともと猫背のせいか腰痛持ちだったのですが、最近はひどくなってきて坐骨や足にまできた上に頻度が上がってきたため、総合病院の整形外科まで見てもらったのですがやはり有効な対策はないようです。体操をしたり背筋を鍛えるなどが防止策とのことなので必死にやっております。針もいいそうなので今度やってみようと思っています。

腰痛持ちの方は分かると思うのですが腰が痛いとピークの時は本当に何もできません…この年でこんなに腰痛持ちだと将来が心配です(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人